

高円宮杯 U-15 サッカーリーグ 2017 第 9 回福岡県ユース(U-15)サッカーリーグ 懲 罰 に 関 して

公益社団法人福岡県サッカー協会 3 種部会（中学委員会・クラブ委員会）

1. 警告・退場者が出た場合、試合記録の送付以外に、次の対応をお願いします。

1) 警告

試合当日中に、MCが、

- ① グループ責任者へ電話で報告してください。
- ② 試合記録の写しを、グループ責任者に送ってください（FAX可）。

2) 退場（警告 2 枚）

試合当日中に、MCが、

- ① グループ責任者に電話で報告してください。
- ② 試合記録の写しを、規律委員に送ってください（FAX可）。

※ 当該選手は、次の試合に出場することはできません。

3) 退場（警告 2 以外）、退席

試合終了後直ちに、MCが、

- ① グループ責任者に電話で報告してください。
- ② 報告書を、規律委員に FAX で送ってください。
- ③ 試合記録の写しを、規律委員に送ってください（FAX可）。

報告を受けた規律委員は、

- ① 当事者・審判員その他関係者から、事情聴取を行い、事実確認をしてください。
- ② 確認した事実関係を報告書にまとめ、リーグ戦実行委員会事務局（手嶋）に送ってください。

※ 当該選手等の処分は 3 種部会で決定し、リーグ戦事務局、グループ責任者を通じて、グループ内の各チームに通知します。なお、少なくとも、次の 1 試合に出場することはできません。

2. グループ責任者は、送られてきた試合記録に基づき「警告・退場処分一覧」を作成し、各チームに通知してください。警告累積 3 枚の場合を含め出場停止となる選手と所属チームに対して、次の試合に出場できない旨を通告してください。

3. 本リーグにおける出場停止処分は、本リーグの試合で適用していきます。ただし、最終節を終えた時点で未消化の処分があれば、県ユース(U-15)選手権など協会主催の次大会に持ち越し適用します。警告 3 枚による出場停止処分は持ち越ししません。